

令和6年3月12日

八尾市議会議長

田中慎二様

健康福祉環境常任委員長

越智妙子

健康福祉環境常任委員会 所管事務調査報告書

本委員会は去る令和5年6月27日の委員会において、所管事務調査事項を議決した。その後、調査テーマを「健康寿命の延伸について（認知症対策）」に決定し、調査を開始した。このたび、本テーマについて委員会として取りまとめを行ったため、最終報告を行う。調査の概要については、下記のとおりである。

1 調査日

(1)健康福祉環境常任委員会

令和5年12月15日	執行部から現状等の説明、質疑
令和6年3月12日	報告書等の確認

(2)健康福祉環境常任委員協議会

令和5年6月27日	協議
令和5年9月14日	協議
令和5年12月8日	協議
令和6年3月1日から3月6日まで	書面にて協議
令和6年3月11日	協議

(3)視察調査

令和5年11月1日	東京都町田市
令和5年11月2日	愛知県名古屋市

2 調査概要

(1)「健康寿命の延伸について（認知症対策）」

高齢化の進展に伴い、認知症患者数も増加傾向にあり、認知症は今や誰もがかかる可能性のある身近な病気である。そこで国は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、「認知症施策推進大綱」を策定した。

本市の認知症施策については、「認知症施策推進大綱」に基づき、「認知症予防」、「認知症の方の社会参加やその家族への支援」、「認知症の啓発・理解」、「支援者の取り組み」を主に進めている。

本委員会では、認知症の方やその家族をはじめ、全ての市民が安心して暮らせるまちの実現に視点を置き、調査を行った。

調査を進めるに当たり、執行部から「認知症施策」、「認知症予防」、「認知症の人とその家族を支える取組」、「認知症についての啓発と理解」、「認知症の人の社会参加の取組」、「支援関係者との連携の取組」、「今後の取組」の7項目について、現状説明を受け、状況等の確認を行うとともに、課題を解決すべく委員間で協議を重ねた。

3 委員会として一致した意見

(1)「健康寿命の延伸について（認知症対策）」

ア 認知症の方を支える仕組みの充実について

認知症の知識と理解が身につく、家族が認知症になったとしても、慌てることなく対処できる認知症サポーターを養成することは、必要不可欠である。

また、認知症サポーターがステップアップ研修を受講することで「オレンジパートナー」となれば、認知症の理解者にとどまらず、オレンジパトロール等、より積極的で実践的な活動を行うことができ、本市の認知症施策、認知症予防施策において、より重要な役割を担っていただけると考える。

本市においては、地域全体で認知症に関する正しい知識及び理解を深め、地域や職場で認知症の方やその家族を手助けできるよう、認知症サポーターの養成や学校におけるキッズサポーターの養成、認知症の方やその家族による講演会の実施などの啓発活動、オレンジパートナー養成研修への参加促進も行っているが、令和4年度末時点での認知症サポーター16544名に対し、オレンジパートナーの登録者数は34名にとどまることから、より一層の取組の充実が求められる。

以上を踏まえ、引き続き、認知症サポーターの養成を進めるとともに、オレンジパートナー養成研修受講対象者への個別勧奨等の手法を検討し、認知症の方やその家族を早期の段階から地域で支えるためのチームオレンジ活動の取組を強化されたい。

イ 地域における居場所の充実について

認知症の方やその家族が、孤立せず、住み慣れた地域で生活ができ、認知症の方が社会参加できるよう地域住民や関係者が共に「支える」まちづくりが必要である。

そのアプローチの1つとして、「認知症カフェ」がある。認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、地域の人などが、地域の身近な場所で気軽に集い、認知症の方やその家族同士の情報交換、医療や介護の専門職への相談、地域の人が認知症のことを理解し受け入れることを促進するための場所としての役割を担っている。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、現在登録のある12か所の認知症カフェのうち、実際に稼働しているのは4か所であり、参加者数も395名（令和4年度実績）と、その数はまだまだ少なく、広報や周知も課題ではあるが、既存の認知症カフェが認知症当事者や家族のニーズに合った場所であるか、また何を目的とした場所とするか等、その方向性を再検討する必要がある

と考える。

以上を踏まえ、介護施設や事業所のみならず、誰もが気軽に立ち寄れるよう、カフェなどの開かれた場所での開催や、認知症の方がボランティアとして運営に協力するといった社会参加の場としての役割、どの地域に住んでいる市民も同じようにサービスを受けられる等、認知症カフェの在り方の再検討及びさらなる設置と取組内容の充実を求める。

ウ 若年性認知症に対するケアについて

65歳未満で発症する若年性認知症は、全国に約35700人と推計されている。若年性認知症では、本人や配偶者が現役世代のため、認知症になると仕事に支障が生じ、結果的に失職して、経済的困難な状況に陥ることにもつながる。また、親の病気が子どもに与える心理的影響も大きく、教育、就職、結婚などの人生設計が変わることにもなりかねない。

本市においては、オレンジパトロールを通して、若年性認知症の方と一緒に街歩き等を実施しているが、高齢者とは異なるその年代に合った、さらなる社会支援が求められている。

以上を踏まえ、若年性認知症にも対応できる相談・支援体制を築くとともに、そのニーズを把握し、個別支援や本人・家族交流会、若年性認知症の方が望む、自分らしい生活を続けられるよう、認知症とともに前向きに歩むことができるチーム作りに欠かせない若年性認知症支援コーディネーターの養成等、若年性認知症の特性に配慮した取組を充実させたい。

エ 連携による認知症の普及と啓発について

認知症の方が安心して暮らせるまちづくり、地域全体でサポートする体制づくりの実現には、市民が認知症に関心を持ち、認知症対策の重要性を認識することが基本となる。市民が参加することで、取組成果につながるため、普及・啓発が重要となる。

本市では、認知症の方を支える支援者間で対応力向上に向けた研修や情報共有を図る取組を市内及び中河内圏域において行っているが、連携による市民向けの普及・啓発が不十分である。

以上を踏まえ、担当課だけでなく、庁内他部局を含め、多職種や他機関との連携をさらに強化し、関係機関と一体となって高齢者のみならず、より多世代に向けた認知症のさらなる普及・啓発に努められたい。